#### 第11回姶良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年10月23日 (木) 午後1時30分から 場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 諸般の報告
- 4.議事

(報告事項)

- (1) 報告第15号 住民アンケート調査結果について
- (2) 報告第13号-4 新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果について (協議事項)
- (3) 協議第7号-3 新市の事務所の位置について(協定項目4) (前回提案された事項)
- (4) 協議第15号 特別職の身分の取扱いについて (協定項目12)
- (5) 協議第16号 電算システム事業の取扱いについて (協定項目25-3)
- 5. 次回の協議事項について

(提案説明)

- (1) 協議第17号 広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)
- (2) 協議第18号 情報公開制度の取扱いについて (協定項目25-23)
- 6. その他(次回の会議日程等の連絡)
- 7. 閉 会

## 会議出席者

有村 久行委員 木原 数成委員 津田和 操委員

小原 健彦委員

西村 新一郎委員

笹峯 護委員

東麻生原 勉委員

池田 靖委員

川畑 繁委員

川東 清昭委員

常盤 信一委員

木場 幸一委員

黒木 更生委員

迫田 良信委員

浦野 義仁委員

川畑 征治委員

西 勇一委員

小久保 明和委員

諏訪 順子委員

延時 力蔵委員

今吉 耕夫委員

今島 光委員

秋峯 イクヨ委員

道祖瀬戸 謙二委員

森山 博文委員

原 京子委員

山口 茂喜委員

大庭 勝委員

倉田 一利委員

湯前 則子委員

新村 俊委員

宮田 揮彦委員

上村 哲也委員

榎木 ヒサエ委員

松山 典男委員

石田 與一委員

永田 龍二委員

徳永 麗子委員

砂田 光則委員

岩崎 薩男委員

松永 讓委員

狩集 玲子委員

児玉 實光委員

原田 統之介委員

八木 幸夫委員

林 麗子委員

# 会議欠席者

福島 英行委員

吉村 久則委員

徳田 和昭委員

川畠 暁委員

松枝 洋一郎委員

東鶴 芳一委員

#### 「開会午後1時30分」

### ○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第11回姶良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、公務出張などのご都合によりまして福島委員、吉村委員、徳田委員、川畠暁委員、松枝委員、森山委員から本日の会議の欠席の届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

#### ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

皆さんこんにちは。当姶良中央地域合併協議会の協議会につきましても今回で11回 目を数えることになりましたけれども、委員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席を 賜りまして誠にありがとうございます。本日の協議事項につきましては、お手元に配 付いたしておりますとおり、先の協議会で議論をいたしておりました事務所の方式等 につきましてほか2件の協議事項、それから2件の提案事項等を協議いただくことに なっておりますが、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。重ねまして2、 3報告を申し上げたいと思います。まず、本日は今朝10時から議員定数及び任期等小 委員会につきましては委員会を開催をいただいていたところでございます。これも十 分な委員会としての審議を確保していきたいというようなご意思の表れだというふう に伺っておりまして、委員の皆様方のその取り組みに対しまして心から感謝を申し上 げるところでございます。なお、また、52の分科会、12の専門部会で事務事業の一元 化につきましての協議を進めているところでございますが、おかげさまで全分科会、 全専門部会におきましてそれぞれの事務事業の一元化についての協議がそれこそ1市 6 町のそれぞれの会議室等をお借りしながら職員の皆さんが精力的にこの取り組みを 今進めているところでございまして、これまで決められましたそのスケジュールに乗 った作業が進められているところでございます。これからも鋭意そういう会議が重ね られると思いますけれども、関係の皆様方につきましてはどうかご協力のほどをよろ しくお願いを申し上げたいと思います。3点目に、先の10回目の協議会で決定をいた だきました新市まちづくり計画の骨子に基づきまして現在それぞれワーキング会議等 におきまして基本的な方針、そういったものを含めます計画の内容についての具体的 な検討作業が鋭意進められているところでございまして、これも前々申し上げており ますとおり、取りまとめ次第、皆様方に協議をいただきながら説明会を進めていくと いうことになるということでございます。それから、新市の名称の関係につきまして も 9 月16日からその公募を開始したところでございますけれども、今日現在 2,087点 ということで2千を超える応募があっているところでございます。今月末までという ことでございますが、さらに多くの公募が寄せられることを期待をいたしているとこ ろでございます。今日も皆様方から活発なご意見等をお伺いしながら、この協議会が

円滑に進むことをお願いを申し上げながら、ごあいさつに代えさせていただきたいと 思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

これからの会議の進行につきましては、会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見・ ご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございま す。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の方から説明をお願いい たします。

○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料の2ページをお開き願いた いと思います。10月の9日に第10回の協議会が開催されましたが、この会議に引き続 きまして二つの小委員会が開催をされております。まず、議会議員の定数及び任期検 討小委員会でございますけれども、内容といたしましては、先進地における小選挙区 の設置の経緯等の報告を受けた後、議会議員の定数及び任期について協議が行われて おります。それから、もう一つ、新市事務所位置検討小委員会でございますけれども、 前回協議会の中で小委員会でさらに検討するよう指示がなされましたので、それを受 けまして終了後開催をいたしております。内容につきましては後ほど報告がございま すので、私の方からは割愛をさせていただきます。それから、10月の10日ですけれど も、合併協議会だよりの第5号を発行をいたしております。内容につきましては、第 8回、第9回協議会の内容を掲載するとともに、新市の名称についてのさらなる応募 について記事を掲載いたしております。それから、10月の14日でございますが、第11 回の幹事会を当ホールで開催いたしております。本日の次回の協議事項として提案い たします広報広聴関係、それから情報公開制度の取扱い等について協議を行っており ます。また、併せまして住民アンケートの調査結果等につきましても報告をいたして おります。それから、同じく14日にコミュニティバス合同部会が開催されております。 この合同部会は、企画、福祉、教育、三つの部会の合同会議を開催いたしております。 現在それぞれの団体でバスの運行をいたしておりますが、スクールバスでありますと か、それから福祉のバスでありますとか、いわゆる住民の足となりますコミュニティ バスでありますとか、それぞれの形態で運行をされておりますので、これらの運行状 況についてまず合同の部会を開きまして今後の対応を協議をいたしております。それ から、少し飛びますけれども、10月の21日に第4回のまちづくりプロジェクト会議、 それから第14回のまちづくりワーキング会議をそれぞれ合同会議として開催いたして おります。新市のまちづくり計画についての協議を行っております。それから、本日

は第6回の議会議員の定数及び任期検討小委員会が開催されました。会長のあいさつにあったとおりでございます。それから、ここに掲載してございませんけれども、10月の21日に1市6町の教育長会議が開催されております。これにつきましては教育部会の正・副部会長、それから事務局の方からも私と次長の方で出席をいたしておりますが、内容につきましては、10月の1日にいわゆる教育部会のスタートといいますか、合同の会議がございまして、これらを受けまして今後教育部会として検討すべきこと等について、教育長の方々にお集まりをいただき、そして部会と、それから事務局との協議、懇談を行っております。それぞれ今後教育部会としての作業を進めていく中での貴重な意見の交換が行われたというふうに思っております。今後の予定につきましてはここに掲載してございますので、お目通しを願いたいと思います。諸般の報告につきましては以上でございます。

#### ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局の方から説明がございました諸般の報告につきまして何かございま せんでしょうか。

## [「なし」と言う声あり]

特に質問がないようでございますので、諸般の報告については終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に入ります。まず、議事の(1)、報告第15号、住民アンケート調査結果についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。 〇始良中央地区合併協議会事務局次長(間手原 修)

資料の3ページ目になります。報告第15号、住民アンケート調査結果についてでご ざいますが、先に実施いたしました1市6町の新市将来構想に関する住民アンケート の調査の集計結果及び分析が取りまとめられましたので、報告をするものでございま す。なお、この住民アンケートの報告につきましては、現在まで7月、8月中間報告、 それと集計結果としてその他の項目で本協議会の方で報告をさせていただいておりま す。今回正式に報告として報告するものでございます。なお、内容につきましては別 冊の方でまとめておりますけれども、新しく分析結果を掲載いたしておりますけれど も、係数等につきましてはほぼ変わっておりませんので、お目通しをしていただき、 今後各協議項目の材料にしていただければというふうに考えますので、よろしくお願 いします。別冊の4ページ目に誤りがありますので、訂正方をお願いいたします。住 民アンケート調査結果、別冊でございますけれども、4ページ目になります。4ペー ジ目の下から2行目になりますけれども、このページにつきましては合併に対する不 安ということになっておりますけれども、下からの2行目の文章が、左の方ですけれ ども、「3項目への期待が大きいこと。」というふうに書いてあります。ここの「期 待が大きいこと。」というのを削除をお願いいたします。以上、報告を終わります。 ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局の方から住民アンケート調査結果等についての報告がございましたが、これに関しまして何かご質問がございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○姶良中央地区合併協議会委員(永田 龍二)

隼人の永田でございます。1市6町の住民7千人を対象としてこれまとめていただいておりますが、これはもう全部ぶっ込みでまとまっているなという具合に思いまして、各市町ごとにはどうだったんかなと、そういうことがちょっと思った次第でございますが、そういうものは出ないんでしょうか。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

事務局の方、全体で整理がしてありますが、市町村ごとの部分についてはというご 質問のようでございます。

○姶良中央地区合併協議会事務局次長(間手原 修)

市町村ごとの報告につきましては8月の第7回の協議会の時に報告をさせていただいておりますので、今回は、ほぼ係数変わっておりませんので、報告としては提案をいたしておりません。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかに特に質問がないようでございますので、報告第15号、住民アンケート調査結果については終わらせていただきます。次に、議事の(2)、報告第13号-4、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては第5回新市事務所位置検討小委員会の代理で議長を務められました今島副委員長さんの方から本日は報告をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会新市事務所位置検討小委員会副委員長(今島 光)

ただいま議題としていただきました新市事務所の検討小委員会の経過報告をいたしたいと思います。まず、本来ならば委員長が報告されるべきでありますけれども、当日急な委員会開催のために八木委員長がどうしても外せない用事があるということで欠席をされましたので、今お話のとおり、副委員長の私の方から報告をさせていただきます。当委員会は第5回の会議を10月9日に開催いたしました。このことは第9回の協議会で報告を申し上げまして、第10回の協議会において提案をして審議をしていただいた議案でございますけれども、第1項の新市の事務所、本庁の位置候補地の選定に関することと第3項の庁舎建設の是非に関することについては皆様方のご協力・ご理解をいただきましたので、第2項の事務所設置方式に関することの中で「当面は総合支所方式とする。」ということについてはご理解をいただいておったわけでございますが、「将来的には」という所で「本庁方式に移行する。」という問題がちょっ

と、さっきありましたように、意見が分かれたところでありまして、このことにつき まして最終的には第2項の議題について委員会への差し戻しということでしていただ いたわけであります。当委員会におきましては早速当日協議を、協議会終了後に会議 日程等について協議をいたしました結果、同日委員会を開催するということに決定を いたしまして第5回の委員会を開催をいたしたところであります。その協議内容につ いてご報告申し上げます。第5回新市、お手元に第6ページに、5ページにございま すが、第5回新市事務所位置検討小委員会協議結果報告、開催日時が、さっき申し上 げましたように、15年10月9日午後5時15分から5時45分まで、場所は複合施設等の 3階の中会議室で行いました。出席委員につきましてはお目通しいただきたいと思い ますが、19名の出席でございました。欠席委員が3名、こういうことで協議会を開き ました。まず、この10回協議会において第7号-第2、新市の事務所位置について (協定項目4)でございますが、この2について事務所方式の文章で「将来的には本 庁方式へ移行してゆくということを新市において検討する。」ということについて審 議をいたしたわけでございますが、協議会で採決の結果、こうして意見が二通りに分 かれたということで協議をいたしまして、協議の中で意見が分かれたが、どうするか ということをまず協議会の中で話し合いをしたわけであります。文章表現については いろいろと意見交換をいたしましたところが、「本庁方式に移行していくということ を新市において検討する。」ということのどうしてもこの合併目的である行政コスト の削減を考慮するとやっぱり将来的にはこうしたことも考えられることからこうした 意見交換をしたわけでありますが、その中で「本庁方式に移行していくことを」、 「も」にしたらどうか。あるいは本庁方式に移行していくことを視野に入れて、移行 していくことも視野に入れて新市で検討したらどうかというようないろんな意見が出 されました。そうしたことでですね最終的には二つに絞って協議をしたわけでありま すが、「本庁方式に、将来的には本庁方式に移行していくことも視野に入れて新市に おいて検討する。」ということはどうかという意見、それから、もう一つはですね、 「本庁方式に」という言葉を入れるとやはり住民の皆さんに不安があるだろうという 意見も含めまして、もう一つは、この前報告いたしました理由の中でですね理由を出 しておりますが、「住民サービスが低下しない行政コストの削減の実現を図る必要が ある。」という、これを引用いたしまして、これを付け加えたらどうかという意見に 大体まとまってまいりましたので、この辺を慎重に協議をいたしました結果、今ここ に出しております修正前のこの下線を付けている部分のみの変更でございますので、 これを下の方の修正後に、上4段については前のままでございますが、下線の所の 「将来的には住民サービスが低下しない行政コストの削減の実現を図る必要があり、 方式については新市において検討する。」ということに二つに絞ったわけでございま すが、こちらの方はこの内容からいたしまして本庁方式の部分も含んでいると、これ をこちらで決めるわけいきませんから、後の新市において十分検討していくということにまとまったわけでありますが、これはこのことについて諮ったところ、全員一致で決定をいたしましたので、ここに皆さん方にその結果をご報告申し上げたいというふうに思います。このことは後でこの中の協議会の協議議題に提案していただくということになっておりますので、皆さん方のご協力よろしくお願いいたしまして委員長、副委員長の、委員会の報告とさせていただきたいと思います。終わります。

#### ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま副委員長の方から小委員会の協議経過、結果等の報告をいただいたところ でございます。このことに関連いたしましてこの後議事の(3)、協議第7号-3、新市 の事務所の位置について(協定項目4)を提案申し上げ、協議していただくことにな っておりますので、ただいまの副委員長の報告に対しましてのご質問・ご意見がござ いましたら挙手をお願いいたします。特にないようでございますので、報告第13号-4、新市事務所位置検討小委員会の協議の経過及び結果については終わらせていただ きます。続きまして議事の(3)、協議第7号-3、新市の事務所の位置について(協定 項目の4)を議題といたします。本件につきましては前回の会議で調整内容の(2)、事 務所の方式に関することにつきまして「将来的には本庁方式へ移行していくことを新 市において検討する。」、この部分について前回たくさんの意見が出されまして、先 ほど小委員会報告にありましたように、(2)の文言表現につきまして小委員会で改めて 審議し直していただき、再度協議会へ提案していただくということになっておりまし た。また、電算統合化の作業の進め方の関連があることから、(1)、事務所の位置の部 分、さらに(3)、庁舎建設部分、これは電算統合化とは直接は関係がございませんでし たが、これらにつきましては作業の進め方について協議会のご了解をいただくことを 前回諮り、承認をいただいております。先ほどのご承認いただきました委員会報告を 基に事務局において、協議事項の形式もございますことから、再度全体を作成いたし ておりますので、事務局から提案説明を行い、引き続き本日ご協議をいただきたいと 思います。そのように進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょ うか。

#### [「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございます。それでは、そのように進めさせていただきます。 事務局から提案説明を行ってください。はい、事務局の方。

#### ○姶良中央地区合併協議会事務局計画班長(木野田 隆)

それでは、ただいま報告のありました第5回新市事務所の位置検討小委員会の報告を受け、前回の第10回協議会でご審議いただきました協議第7号-2を一部訂正の上、今回協議第7号-3として新市の事務所の位置について再提案を申し上げます。7ページをお開きください。協議第7号-3、新市の事務所の位置について(協定項目

4)、新市の事務所の位置について次のとおり協議を求める。1、新市の事務所(本 庁)の位置については、当面は国分市中央三丁目45番1号(現国分市役所)に置き、 新市において検討する。⑵、事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないよ うに当面は総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼 人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また、現在の牧 之原支所は支所とする。将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現 を図る必要があり、方式については新市において検討する。(3)、庁舎建設については、 当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。以下下の方に修正前と修 正後があります。2番の「事務所の方式は、将来的には本庁方式へ移行していくこと を新市において検討する。」という修正前の文言が、修正後、アンダーラインを引い ておりますが、「事務所の設置方式は、将来的には住民サービスが低下しない行政コ スト削減の実現を図る必要があり、方式については新市において検討する。」という ことで、「将来的」から後の文章については先ほどご説明がありました。それから、 1箇所「設置」という文言を追加しておりますが、これは新市事務所位置検討小委員 会設置規程の第2条の第2項に基づきます文言の修正をしております。ご了承くださ い。それから、以下第9回の添付資料のうち修正分のみを8ページから10ページに添 付しておりますので、修正箇所のみを説明いたします。8ページの方をお開きくださ い。8ページの方では上段の括弧内の「調整内容」の所の2番でございます。「設置 方式は、将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があ り、方式については新市において検討する。」という文言が変わっております。ほか は変わっておりません。それから、9ページの方ですが、同じく「調整内容」の2の 所が「設置方式は」という所と「将来的には」というアンダーラインを引いた所が変 更になっております。それから、10ページでございますが、同じく「調整内容」の所 で「設置方式は」という所から「将来的には住民サービスが」という所のアンダーラ インを引いている所が変更になっております。それから、一番下の方に、前回の資料 では第4回小委員会の経過報告までを載せておりましたが、先ほどご説明がありまし た、報告がございました第5回の小委員会がございましたので、そこに第5回の小委 員会の協議項目と協議内容を書いております。第5回の小委員会は平成15年10月9日 開催されまして新市の事務所の方式について協議がなされました。内容といたしまし ては、第10回の協議会において事務所の方式の文章について採択の結果、原案どおり と一部修正すべきとの意見に分かれたので、小委員会を開催し、文章表現についての 審議を行った。「住民サービスの低下を招かないように当面は総合支所方式として、 将来的には住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式 については新市において検討する。」ということでございます。以上で協定項目4、 新市の事務所の位置について提案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議い

ただきますようお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。再度全体を提案させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。特にございませんですか。

## 「「なし」と言う声あり〕

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議 ございませんでしょうか。

#### 「「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第7号-3、新市の事務所の位置について(協定項目の4)は提案のとおり承認されました。続きまして議事の(4)、協議第15号、特別職の身分の取扱いについて、これは協定項目の12でございますが、これを議題といたします。本件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足等についての説明を行ってください。

○姶良中央地区合併協議会総務専門部会長(堤 清利)

総務部会長でございます。前回の会議資料の6ページ、協議第15号、特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)の提案理由等についてご説明いたします。合併いたしました場合、合併市町村の特別職は合併の日の前日に失職することになっております。したがいまして、特別職の身分の取扱いについてそこにお示しいたしました6項目について協議を求めるものでございます。ここにお示しした内容につきましては特別職の身分に関する基本的な原則論をお示ししたものでございます。なお、例えば、農業委員会委員につきましては協定項目9の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する協定項目、消防団関係につきましては協定項目23の消防団の取扱いに関する協定項目、あるいは各種審議会や委員会などの付属機関の統合、廃止等につきましては、協定項目25の各種事務事業の取扱いに関する協定項目などを検討する中で、それぞれの分科会、専門部会においてより具体的な協議、検討が行われることになっております。以上で特別職員の身分の取扱い(協議項目12)についての提案説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんですか。

#### [「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案の とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第15号の特別職の身分の取扱いについて(協定項目12)は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて、これは協定項目25-3になりますが、を議題といたします。本件につきましても前回の会議で電算情報専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長(川村 直人)

それでは、電算情報部会より協議第16号、協定項目の25-3、電算システム事業の 取扱いについてご説明申し上げます。前回資料の22ページでございます。協議第16号 は、電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、 合併時に統合した電算システムが安全確実に稼働できるように調整するものとすると いう電算システムの統合に関する調整方針についての提案でございます。内容につき ましては前回10月9日の会議で詳細にわたりご説明申し上げておりましたので、本日 は簡単に説明させていただきます。それでは、前回の資料の23ページの電算システム 事業の取扱いについてという調整方針に関する資料をごらんいただきたいと存じます。 まず1番目が協定項目である電算システム事業の調整方針の要旨、システム統合をす る際の留意点でございます。2番目が、新市の一体性の確保、住民の利便性の向上と 行政サービスの高度化・多様化に対応するため、原則として合併時に電算システム事 業を統合稼働する内容とするという調整方針の提案理由でございます。それから、3 番目が人口が同規模である他の協議会や自治体の電算システム統合に係る調整方針の 先進事例でございます。次に、資料の24ページに今後電算システムを統合していく際 の基本となる電算システム統合化基本方針についてご説明申し上げます。四つの大き な項目を掲げておりまして、一つが統合化の基本原則、二つが統合化の手順、三つが データ保護に関する取扱い、四つがその他であります。なお、この基本方針は電算シ ステム事業の取扱いに係る調整方針案の作成作業と並行して電算部会で検討、協議し、 取りまとめたものでございます。最後に資料の25ページと26ページに現時点での1市 6 町における電算システムの稼働状況を掲載いたしております。以上で電算システム 事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくご協議のほどお願い申し上げま す。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)
- それでは、この件についての協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等 あればよろしくお願い申し上げます。はい。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(東鶴 芳一) 横川町の東鶴でございます。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 東鶴委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(東鶴 芳一)

24ページの電算化システム統合化基本方針の中で2番、統合化手順、(3)番の所の「①基本系システムの統合作業はベンダーに委託し、委託ベンダーの選定はプロポーザル方式で決定する。」とございますが、これすべてをベンダーにお任せされるつもりですか、それともこの統合だけの作業でベンダーに委託されるつもりか。ちょっとお答えお願いします。

○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

お答えいたします。その件につきましては現在プロポーザル方式の作業を執り進めておるところでございますけれども、ベンダーでなければできないこと、それから行政側でしなければできないこと、それぞれ作業が多岐にわたっておりますので、住み分けをいたしましてそれぞれ役割分担というのを決めて進めてまいりたいと考えております。

○姶良中央地区合併協議会委員(東鶴 芳一)

はい、ありがとうございます。すべてお任せするんじゃなくて、やっぱりできる部分というのは多分にあると思います。振り分けされてやっていただきたいと思います。 以上です。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。ほかに……。はい、木場委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(木場 幸一)

26ページの適用欄の中で「国分市、牧園町、隼人町のホストコンピュータの自己導入」というのと、あとは「県町村会の業務委託」というようなことがここには示されているわけですが、この方法について経費的にはどのような違いがあるのか。また、機械の能力的な違いはどのようなものがあるのか説明をお願いします。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 電算部会長よろしいですか。部会長。
- ○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長(川村 直人) 現在の状況ということでございます、というご質問でしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(木場 幸一)

その今、専門部会の方でどこまで検討されているかわからないわけですが、だとしたらどちらの方向を、方法を取り入れられるのか。その辺は検討されているのかどうか。まずそれからお伺いいたします。

○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

はい、お答えいたします。今、ご質問がございましたどういった方法をとるかというのをですね、24ページの資料に掲げてございますけれども、2の3の①基幹系システム、こういった住民の方々に直接関係のある大きな作業、それから経費を要する事

業ですけれども、これをそれぞれ今、ベンダーをどういったふうで選定していこうかということで今、1市6町で作業を進めております。そして近々そのベンダーから企画提案が上がってまいりますので、それらに基づきましてまたどれが一番ふさわしい方式なのか決定していこうということでこれからの協議になるということでございます。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。分けて進めていくということです。はい。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(黒木 更生)

横川の黒木でございますけれども、事務局の方にちょっとお尋ねいたしますけれども、今、1市6町のすべての町村が、今、木場委員が申されましたように、導入されているわけでございます。今回の電算システムが、八代に一応研修に行った時に相当高度化なものだというふうに理解はいたしております。現在利用されている1市6町の電算化よりか相当高度化なものになるだろうと把握いたしておりますけれども、やはり八代の説明の中で約1年ぐらい導入する場合は時間的にかかるというような一応説明も受けておりますけれども、やはりそのようなことでご理解していいのか。そこらあたりをちょっとお尋ねいたします。

○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

そのようにご理解いただければ結構でございます。1市6町ではですね任意協議会の段階からそれぞれの市、町に基づく現況の調査、できるものについてはこれまで進めてまいりました。残り1年と5カ月ぐらいになりましたけれども、その期間で何とか電算のシステム統合に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(黒木 更生) はい、了解。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ほかにございませんですか。はい、浦野委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(浦野 義仁)

私はあまり詳しいことないんですけど、ちょっとお聞きします。統合化の手順2のA、B、Cの欄ですが、1の、このソフトウエアについてですよ「アプリケーションソフトウエア、プロポーザル方式で決定されるものを利用し、カスタマイズは必要最小限」、今、方式が市町村会とか、隼人の電算それぞれ違っているわけなんですけど、カスタマイズされた場合は経費的には高く付くし、なってくるのは当然だと思います。ただその各自治体が今までその自治体に適合した歴史的な背景があって事務事業が進んできとるわけでございまして、その辺をですね「カスタマイズは必要最小限とす

る。」という言葉だけでですね全部プロポーザル方式に全部なるというこれは経費的 に非常に安価な方法だと思うんですけど、特殊事情とか、そういう自治体間の特殊事 情のですねソフトウエアをどのように処理するかですねちょっとお聞きしたいんです けど。

#### ○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

この「カスタマイズは極力最小限」と言いますのは、その24ページの1番目の(3)でございます。「最も効率的かつ経済的な電算システム統合を行うということで、できるだけ経費を抑えるためにカスタマイズを抑える。」ということでございますが、今、委員おっしゃたようなそれぞれ地域の特殊な事情というのがあると思います。その辺につきましては、私たち電算部会と、それからそれぞれ業務を担当する部会と連携を図りながら調整をしてまいりたいと考えております。

#### ○姶良中央地区合併協議会委員(浦野 義仁)

意味はよく分かります。ただ、そのカスタマイズを極力少なくするという方針は私も賛成なんですが、ただそれだけでですね効率化も図られるということはないと思うんですよ。結局各自治体が一番進んだ電算ソフトウエアがある所もあるし、遅れた所もあると、これはもう実際あると思います。だから、その辺を、この調整の項目があるんですけど、その辺をどのようにその調整していくかですよ。その辺をお聞かせ願いたいんですがね。

#### ○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

現在の1市6町の電算の業務はお手元の資料の25ページ、26ページに書いてあります。これを見ていただきますと○が七つとも全部付いている項目につきましてもそう余りないわけでございます。したがいまして、「合併時に住民サービスの低下を招かないよう」ということを掲げておりますけれども、こういった電算の業務を合併時にどのように調整をしていくか。全部ある業務についてはそのまままとめればいいんですけれども、電算化している所、していない所それぞれございますので、先ほど申しましたように、今後それぞれ担当する部会で検討をしていくということになります。

#### ○姶良中央地区合併協議会委員(浦野 義仁)

もう1回お願いします。この25ページ、26ページですよ、ただ黒丸でずうっとしてございまして、これが全部横並びで同じソフトを使っていることはないと思うんですよ。だから、その辺を分かりやすいようにですね、やはりカシオ使ったり、いろんな市町村会の電算使ったりしているわけですから、ただ、国民健康保険税にしてもどのようなソフトがあるとか、いろいろあると思うんですよねえ。だから、その辺が分かりやすいようにですよ次はこの色分けしたやつ出していただけば、贅沢な要望なんですが、していただきたいと、その上でですよこのようなソフトがどのような欠陥があるとか、それは専門部会の、我々は素人ですから分かりようがないわけですけど、で

きるだけ住民のサービスを考えて、しかも電算を高額なもんであるから、安くしよう と思えばですねきちっとしたものをですね出していただきたい。事務所の位置も決ま ったわけでございますから、それを含めてですねきちっとしたものを出していただき たいと、私はこう思うんですけどね、いかがでしょうか。

○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長 (川村 直人)

我々電算の担当者でもですね、この22ページの調整方針に掲げてございますように、合併時に統合した電算システムがまず安全確実に稼働しなければならないと、それが一番の目標でございます。合併したがために、銀行の例がございました。銀行が合併をしてコンピュータがおかしくなったというようなことで非常に顧客に迷惑がかかったという事例がございました。行政も直接住民生活に直結するものでございますので、こういうことが絶対にないように、取りあえず今電算化をしている業務については確実に稼働するようにするというのがまず第1点の大きな目標でございますので、そういったことを目標にしながら統合作業は進めてまいります。それから、ちょっと個々の業務についての話がございましたけれども、その辺につきましては、先ほどから申し上げますように、それぞれ専門の部会がございますので、そちらの部会の結論を電算の方に反映してシステムの中に生かしていくということになります。

- ○姶良中央地区合併協議会委員 (浦野 義仁) 分かりました。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。はい、東鶴委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(東鶴 芳一)

東鶴でございます。最後にお願いでございますが、今もうインターネットの世界でございます。情報、いろいろな情報が飛び交っております。1市6町、この25ページ、26ページ見ますとやっぱり莫大な情報量だと思います。そこで当然ハッカーの侵入とか、ウイルスの侵入があると思います。セキュリティについて万全なやっぱり対策をとってもらわなきや困ると、やっぱりこれが漏れたことによってやっぱり商売ができる世の中ですので、十分に注意していただきたいと思います。以上です。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 今、データ保護に関する部分、何かありますか。
- ○姶良中央地区合併協議会電算情報専門部会長(川村 直人) セキュリティについては十分注意をして徹底したセキュリティ対策を講じながら構築を進めてまいりたいと思います。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。

#### [「なし」と言う声あり]

ほかにご意見・ご質問ないようでございますので、それでは、委員の皆様にお諮り をいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませ んでしょうか。

#### 「「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第16号、電算システム事業の取扱いについて(協定項目の25-3)は提案のとおり承認されました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。まず、(1)の協議第17号、広報広聴関係事業について、これは協定項目の25-4になりますけれども、これを議題といたします。本件は総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長の提案説明をお願いいたします。

#### ○姶良中央地区合併協議会総務専門部会長(堤 清利)

総務部会長でございます。会議資料の11ページ、協議第17号、広報広聴関係事業の 取扱いについて(協定項目25-4)の提案理由等についてご説明いたします。協議を 求める内容といたしましては、1、広報紙については毎月発行とする。お知らせ版な どの他の広報紙の種類、発行日及び配布方法は合併までに調整する。2、広聴関係に ついては、新市において調整する。3、ホームページについては、新市において新た に開設する。4、その他の広報業務については、新市においても引き続き各種広報媒 体を活用し、行政情報の提供に努めることとするの4項目でございます。参考資料と いたしまして12ページと13ページに各市、町の広報紙の発行状況等をお示ししてあり ます。また、14ページと15ページには、各市、町の広聴業務、ホームページ、その他 広報に関する現状をお示ししてあります。16ページには先進事例をお示ししてありま す。この広報広聴関係事業の取扱いについては、広報分科会、総務専門部会をそれぞ れ開催し、検討を行い、さらに幹事会においても協議を行ったところでございます。 それでは、総務専門部会等での具体的な協議、検討内容についてご報告いたします。 まず、1の広報紙の関係についてでございますが、広報紙は1市6町の7団体のほと んどが月1回発行しておりますし、そのほかにお知らせ版や旬報を月1、2回程度発 行しているようでございます。合併しますとエリアも広がり、情報も多くなりますし、 また、当面総合支所方式になるということでどのような形で広報紙を発行できるのか いろいろ検討が必要になってくるとは考えられますが、総合版としての広報紙は月1 回は発行できるようにすることが必要ではないかという観点から、そこにお示ししま したように、「広報紙は毎月発行とする。」というふうに表現したところでございま す。また、お知らせ版や旬報などのその他の広報紙については、スタッフの配置状況 や予算措置等を勘案しながら合併までに調整していくべきであるという観点からその ような表現をしております。次に、2の項目の広聴関係でございますが、広聴関係業

務といたしましては、新市になった場合、市政懇談会などの市長と語る会あるいはモニター制度、意見箱の設置などが考えられますが、これらにつきましては基本的には新市の市長の考え方を反映する必要があると考えられましたので、このような表現を用いたところでございます。なお、市政懇談会、いわゆる市長と語る会につきましては別途企画分科会でも協議、検討を行っております。次に、3の項目のホームページにつきましては地域情報分科会において具体的な検討が行われておりますが、ここでは基本理念のみをお示ししてあります。4の項目のその他の広報業務についてでございますが、これはラジオやテレビあるいは防災行政無線等を活用した広報業務のことですが、基本的には各種広報媒体を活用して行政情報を提供していくことは大変重要なことだと考えますので、このように表現したところでございます。なお、ケーブルテレビや防災行政無線などを活用した情報インフラの整備等につきましては、地域情報分科会や消防防災分科会などでさらに具体的な協議、検討が行われることとなっておりますので、ここでは基本的な考え方をお示ししたところでございます。以上で広報広聴関係事業の取扱いについての説明を終わります。

#### ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま総務専門部会長から提案説明がございましたが、このことに対しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

#### 「「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますれば、この協議事項第17号、広報広聴関係事業の取扱いについて(協定項目25-4)は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて(協定項目25-23)を議題といたします。本件につきましても総務専門部会の所掌事務となっておりますので、総務専門部会長から提案説明をお願いいたします。

#### ○姶良中央地区合併協議会総務専門部会長(堤 清利)

会議資料の17ページ、協議第18号、情報公開制度の取扱いについて(協定項目25-23)の提案理由等についてご説明いたします。協議を求める内容といたしましては、1、市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を保障することにより新市の保有する情報の公開を図り、市民に説明する責務を果たすことが重要である。新市においても引き続き情報の積極的な提供を行い、市民参加による市政を推進するため、合併時に情報公開条例を制定する。2、新市が保有する個人情報の保護について適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報等の開示等を請求する権利を保障することにより個人の権利利益の保護を図るため、合併時に個人情報保護条例を制定するの2項目でございます。参考資料といたしましては、18ページと19ページに1市6町の現況をお示ししてあります。また、20ページには先進事例をお示ししてあります。この情報公開制度の取扱いについては、総務分科会及

び総務専門部会をそれぞれ開催し、検討を行い、さらに幹事会においても協議を行っ たところでございます。それでは、総務専門部会等での具体的な協議、検討内容等に ついてご報告いたします。まず、1の項目についてでございますが、情報公開制度に つきましては、各市、町ともいずれも情報公開条例を制定しており、住民からの開示 請求等に対しては条例に基づき適正な対応を行っているところでございます。したが いまして、新市においても引き続きこれらの1市6町の条例を調整した上で新たな情 報公開条例を制定して対応をする必要があることからそこにお示ししたような表現に したところでございます。次に、2の項目の個人情報保護制度についてでございます。 これに関しましては国の個人情報の保護に関する法律がつい最近、平成15年5月30日 に公布されたところでございます。この法律によりますと、「地方公共団体は、この 法律の趣旨にのっとり個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、 実施する責務を有する。」とされているところでございます。また、1市6町の現状 といたしましては、個人情報保護条例を制定している所が3町、残りの4市町が未制 定の状況であります。このように法律上の要請があることや隼人町や霧島町、牧園町 の3町において既に条例に基づく個人情報保護制度の運用が行われていることから、 合併時には個人情報保護条例を制定しておく必要があるものと考えます。したがいま して、個人情報保護条例につきましても、情報公開条例と同様、既に条例を制定して いる隼人町や霧島町、牧園町の例を参考にしながら、合併時には制定しておく必要が あることからそこにお示ししました表現にしたところでございます。以上で情報公開 制度の取扱いについての説明を終わります。

#### ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま総務専門部会長から提案説明がございましたが、委員の皆様方から何かご 質問等ございませんでしょうか。

# [「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。協議事項第18号、情報公開制度の取扱いについて(協定項目25-23)は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが、この二つの案件につきましては次回の会議で協議していただくことになりますので、よろしくお願いをいたします。続きまして会議次第6のその他でございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。事務局の方からは何かございますか。はい、事務局。

# ○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

次回の協議会の開催日程をご連絡いたします。第11回協議会の会次第1ページをごらんください。一番下の四角囲みの表でございますが、次回の第12回協議会は11月13日木曜日午後1時半から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。ご出席のほどをよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ほかには何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございます。本日の議長の役目をこれで終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也) 以上をもちまして第11回姶良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉会午後2時32分」